

5 平成23年度 まちなかeco共同集配社会実験の概要

(1) 実施主体

広島市都心交通対策実行委員会、広島市

(2) 実施期間

平成23年11月28日(月)～平成24年2月29日(水)までの約3ヶ月間

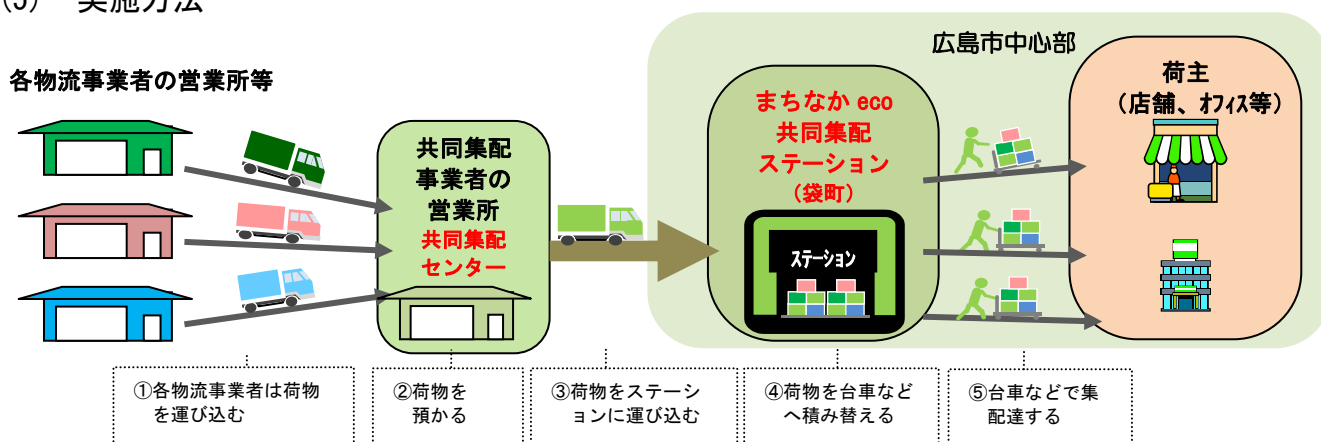
(3) 参加事業者

7社(共同集配事業者である福山通運(株)を含む)

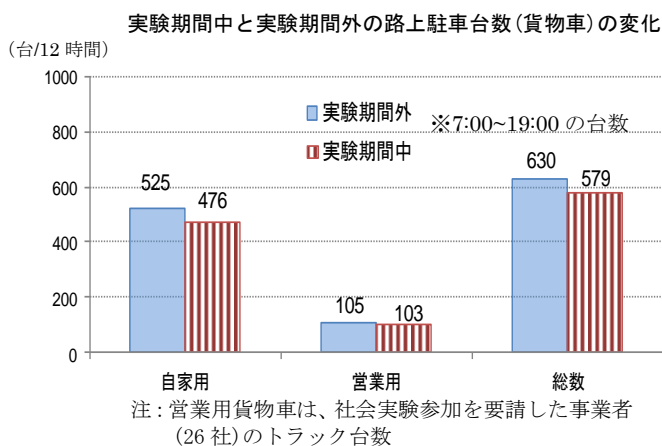
(4) 対象エリア・対象貨物

袋町、本通り、三川町、新天地などの商業施設が集積している都心のエリアに集配される一般商業貨物

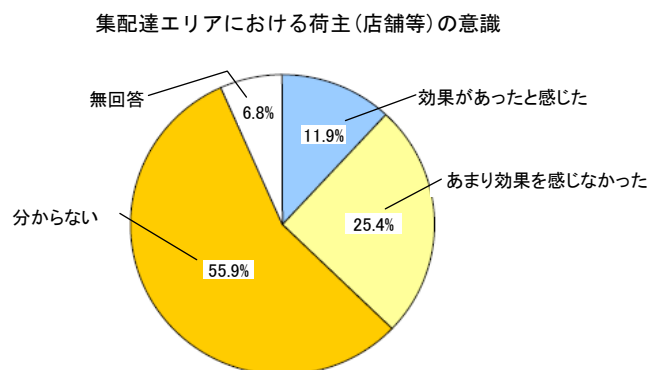
(5) 実施方法



(6) 路上駐車台数の変化



(7) 荷主(店舗等)の意識



(8) 来街者満足度の変化

普段と実験中の満足度比較

	普段		実験中
荷さばき車両の台数	2.69	➡	2.96
荷さばき車両による安全性の障害	2.63	➡	2.81
荷さばき車両による歩きやすさの障害	2.65	➡	2.94
荷さばき車両によるまちの景観の障害	2.79	➡	2.95

※満足度を点数化(5点満点)

【まちなか eco 共同集配ステーションの設置場所】

台車等での集配達が効率的に行えるよう、集配達エリアの中心付近に設置した。



集配達エリア



【社会実験の状況】



ステーションへのトラック入庫



ステーション内での荷物の積替



ステーションから台車による集配

6 物流まちづくりパトロールの実施（平成21年度～平成23年度）

(1) 実施概要

荷主である地元商店街が主体となって路上駐車の削減に向け、貨物車や営業用車両、自家用車に対して、「まちなか」の道路の適正利用についての啓発活動を行い、違法駐車を歓迎しない地域のムード、気運の醸成を図った。

(2) 実施期間

平成21年度～平成23年度の社会実験の期間内において実施

(3) パトロールチーム

1チーム4～5名で構成

班長（地元商店街）、副班長（地元商店街）、補助員（関係行政機関、(社)広島県トラック協会）

(4) パトロール事項

- ・ 駐停車禁止場所で荷捌きを行っている貨物車、自家用車の運転手に対して、道路の適正利用について啓発・指導を行う。
- ・ 駐車禁止場所に停車を行っている貨物車、自家用車の運転者に対して、道路の適正利用について啓発を行う。
- ・ 路外（駐車可規制区間、コインパーキング）で荷さばきを行っている貨物車、自家用車の運転手に対して、社会実験の周知を行う。
- ・ 手押し台車やリヤカーで集配を行っている事業者への挨拶を行う。



7 今後の取組

(1) 3か年度の社会実験のまとめ

3か年度にわたる共同集配等の社会実験の結果、対象エリアにおける貨物車の路上駐車台数が減少し、歩行者の安全性・回遊性が向上するなど、共同集配は歩行者にやさしい魅力的な都心づくりに向けた有効な施策であることが確認できた。

ア 平成21年度

共同集配事業者が自社の営業所を共同集配センターとし、当センターに他の事業者から持ち込まれた荷物を、自社の荷物とともに貨物車で都心部に搬送し、路上の荷さばきスペースに駐車しながら、店舗への集配達を行う方式の共同集配の社会実験を実施した。

しかしながら、共同集配の手数料の負担や顧客情報の他社への流出の懸念などから、参加事業者が少なく、本格実施には至らなかった。

イ 平成22年度

物流事業者の意向を踏まえ、複数の事業者が共同で利用する荷さばき拠点施設を設置し、周辺の各店舗へ台車等で集配達を行う方式の社会実験を実施した。

その結果、社会実験終了後も同施設を参加事業者の一社が荷さばき拠点施設として活用しており、都心部への貨物車の流入抑制や路上駐車台数の削減につながった。

ウ 平成23年度

共同集配事業者が自社の営業所に持ち込まれた他社からの荷物を預かり、その荷物を自社の荷物とともに都心に設置した荷さばき拠点施設へ貨物車で運び込み、台車等へ荷物を積み替えた後、店舗等への集配達を行う方式の社会実験を実施した。

実施にあたっては、平成21年度の実験での課題を踏まえ、共同集配の手数料を荷物の種類に応じて細分化し、実質的な軽減を行うとともに、顧客情報の管理を徹底した。

その結果、社会実験への参加事業者が7社にとどまったものの、貨物車の路上駐車台数の削減や来街者の満足度の向上など、一定の効果が得られた。さらに、この度のような共同集配の方式については、参加事業者からも賛同が得られた。

また、平成22年度と同様に、社会実験終了後も同施設を参加事業者の一社が荷さばき拠点施設として活用している。

(2) 今後の取組

これまでの社会実験により、都心に荷さばき拠点施設を設置し、台車等に積み替えて集配達を行うことで、貨物車の走行や路上駐車を抑えることができることを確認している。

しかしながら、この地区での取扱荷量が少ない物流事業者が、同様の施設を設置して集配達を行うことは、コストや人手を考えれば困難な状況と推測される。

こうしたことから、既に荷さばき施設を設置している事業者が、荷量の少ない事業者の荷物を預かり、共同集配を実施するシステムができれば、わずかな荷物のために貨物車で都心部を移動しながら集配達をする必要はなくなり、また、手数料はかかるものの、その手間を他の配達作業などに活用する等、業務の効率化につながると考えられる。

当実行委員会としては、「まちなかe c o物流」実現に向けて、今後は、民間において、荷さばき拠点施設の設置の拡大や荷さばき拠点施設を活用した共同集配が進められるよう、物流事業者や関係機関に働きかけを行っていく。